

# 潤いのある町づくり

(関係条例)

大分県由布市

## 目 次

第 1	潤いのある町づくり条例	P 1
	湯布院町潤いのある町づくり条例施行規則	P 1 5
	湯布院町まちづくり審議会設置規則	P 5 3
第 2	潤いのあるまち環境整備基金条例	P 5 5
第 3	由布市モーテル類似施設等建築規制条例	P 5 6
	由布市モーテル類似施設等建築規制条例施行規則	P 6 0
第 4	由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に 関する条例	P 6 7
第 5	由布市建築協定に関する条例	P 6 8
	由布市建築協定に関する条例施行規則	P 6 9
第 6	潤いのある町づくり条例 別に定める基準	P 7 1

# 潤いのある町づくり条例

平成2年9月5日  
湯布院町条例第19号

## 目次

- 第1章 総 則 (第1条-第7条)
- 第2章 町づくりの方針 (第8条-第13条)
- 第3章 開発事業の審査 (第14条-第27条)
- 第4章 開発の基準 (第28条-第47条)
- 第5章 諮問機関 (第48条-第49条)
- 第6章 雑 則 (第50条-第55条)
- 附 則

## 第1章 総則

### (目 的)

第1条 この条例は、湯布院町の潤いのある町づくり施策を推進するうえで開発事業等の調整を図るため、基本的な事項を定め、町民の健康で文化的な生活の維持及び向上を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第2条 美しい自然環境、魅力ある景観、良好な生活環境は湯布院町のかげがえのない資産である。

町民は、この資産を守り、活かし、より優れたものとするに永年のあいだ力をつくしてきた。

この歴史をふまえ、環境に係わるあらゆる行為は、環境の保全及び改善に貢献し、町民の福祉の向上に寄与すべきことを基本理念とする。

## (定 義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号による。

- 1 「起業者」とは、開発事業等に関する工事の請負契約の発注又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- 2 「開発事業」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更及びこれらに類するとみなし得る事業をいう。
- 3 「開発区域」とは、開発事業を行う土地の区域をいう。
- 4 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に定める建築物を、「建築」とは、同条第13号に定める建築をいう。
- 5 「公共、公益施設」とは、道路、上下水道、公園、緑地、広場、河川、水路、消防・砂防施設、教育施設、医療施設、交通安全施設、清掃施設、社会福祉施設等の公共公益の用に供する施設（土地を含む。）をいう。
- 6 「近隣関係者」とは、規則別表に定める関係住民をいう。
- 7 「公害」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条に定めるものをいう。
- 8 「リゾートマンション等」とは、リゾートマンション、メンバーズホテル、コンドミニアム型マンション等名称のいかんを問わず、起業者が会員等を募集し、第三者に分譲（利用権の分譲を含む。）又は賃貸する建築物をいう。

## (責 務)

第4条 町、町民及び起業者の三者が、相互に協力し、それぞれの責任と自覚を持って町づくりの推進に努めるものとする。

### 1 町長の責務

- イ 町長は、町の土地利用計画に基づき総合的な施策を実施しなくてはならない。
- ロ 町長は、環境保全のために必要な環境調査等を実施し、その結果を行政施策に反映するように努めなければならない。
- ハ 町長は、起業者による開発事業が実施される場合、町民の生活環境を保全するため適切な指導を行わなければならない。

### 2 起業者の責務

- イ 起業者は、開発事業によって良好な環境を破壊しないよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。
- ロ 起業者は所有、占有し、又は管理運営する土地および建築物等について良好な環境づくりのため必要な措置を講じなければならない。

ハ 起業者は、市が実施する良好な環境づくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

ニ 起業者は、開発事業実施に伴い環境破壊等による紛争、被害が生じた場合、自らの責任に於てその解決にあたらなければならない。

### 3 町民の責務

イ 町民は、町が実施する良好な環境づくりの施策に積極的に協力しなければならない。

ロ 町民は、良好な環境が破壊されているとき又は破壊されようとしているときは、町長に通報するものとする。

#### (適用の区域)

第5条 この条例は、湯布院町全域について適用するものとする。

#### (適用の対象)

第6条 この条例の適用を受ける開発事業、建築及び特定工作物の建設（以下「開発事業等」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- 1 宅地の造成、その他の土地の区画形質を変更する事業で、その面積が1,000平方メートルを超える土地造成行為
- 2 開発区域の傾斜度が30度以上で、その斜面の直高が10メートル以上の急傾斜地における土地造成行為
- 3 地盤面下に設ける容積の合計が50立方メートル以上の施設（以下「貯蔵施設」という。）の設置並びに機動機等によるボーリング又は打込行為のうちで規則に定めるもの
- 4 次に掲げる建築物、ただし、敷地面積が500平方メートル未満のものについては、規則で定める。

ア 建築物の新築及び増築で高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号によるものとする。）10メートルを超えるもの、又は地上3階建て以上のもの

イ 建築物の地階の床面積が50平方メートル以上のもの

- 5 リゾートマンション等の建築物
- 6 特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第2号）で2階建以上の建築物かつ敷地面積が500平方メートル以上のもの
- 7 同一起業者がすでに施行した、又は施行中の開発事業に接続して、さらに事業を行う場合には、その全ての面積を第1項に定める規模の対象とする。

8 屋外広告物で規則で定めるもの。

9 工作物で高さ10m以上のもの。

(適用除外)

第7条 国又は地方公共団体が行う開発事業等については、町長と協議するものとする。

## 第2章 町づくりの方針

(町づくりの方針)

第8条 町長は、第2条の基本理念を実現するため、町づくりの方針を定めるものとする。

2 町づくりの方針には、町づくりの目標、土地利用及び公共、公益施設の整備、その他必要な事項を定めるものとする。

3 町づくりの方針は、町の基本構想及び道路、河川等の公共事業の計画と調和が保たれたものでなければならない。

(土地利用及び住環境の整備)

第9条 町長は、土地基本法（平成元年法律第84号）第2条（「土地については、公共の福祉を優先させるものとする。」）に基づき町づくり方針の実現に必要な措置を定めるものとする。

2 町長は、町づくり方針に基づき、良好な住環境の整備の実現に努めるものとする。

3 町長は、土地基本法第14条に基づき、開発事業に村し適切な負担を求めることができる。

(地区の町づくり計画)

第10条 町長は、都市計画区域内の用途地域内においては、都市計画法(昭和43年法第100号)第12条の4に定める地区計画を積極的に推進するものとし、その他の区域においては、必要に応じて町づくりの方針に基づき地区の町づくり計画を策定することができる。

2 地区の町づくり計画は、道路、河川等の公共事業の計画に整合させ、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

1 区 域

2 土地利用

3 建築物の用途、形態、意匠に関する事項

4 公共、公益施設

5 その他必要な事項

- 3 起業者は、地区の町づくり計画を策定した区域内における開発事業等について、地区の町づくり計画に定める事項に適合するように努めなければならない。
- 4 地区の町づくり計画を策定した区域内における開発事業等について、当該起業者は、第19条の事前協議終了後、町長に届出を行わなければならない。
- 5 町長は、届出の内容に対して、地区の町づくり計画に定める事項に適合しないと判断した場合、当該事業を実施する者に対し必要な措置をとるべく勧告を行うことができる。

#### (成長の管理)

第11条 町、町民及び起業者は、第8条の町づくり方針の実現のため、町内における各主体の整備、開発及び保全の活動が、相互に調和を保つよう努めるものとする。

- 2 町、町民及び起業者は、町内における開発事業が次の各号に掲げる条件を満たすよう努めるものとする。
  - 1 町民の生活に支障が生じないこと
  - 2 公共、公益施設の整備と適切な調和を保つこと
  - 3 町の財政又は行政事務上の過重な負担を生じないこと
  - 4 公共の福祉の増進に貢献すること
- 3 町長は、前項の条件のもとで整備、開発及び保全の活動が行われるよう、成長の管理に関する方針を定める等、必要な措置を講ずるものとする。

#### (開発の抑制)

第12条 次の各号に掲げる地域における開発事業等については、原則として抑制するものとする。ただし、町長が条例第48条の湯布院町まちづくり審議会（以下審議会という。）の意見を徹し、同意する場合は、この限りでない。

- 1 貴重な自然状態を保ち、又は学術上重要な意義を有する森林、草生地、湿地、山岳、池沼等を含む地域のうち自然環境を保存することが必要な地区
- 2 歴史的又は郷土的に特色のある地域のうち、その特色を保持するための自然環境を保全することが必要な地区
- 3 その他、町長が特に景観保全上必要と認める地区

#### (開発事業等の促進)

第13条 町長は、町づくり方針の実現に資する開発事業等について、関連する公共、公益施設の整備等その開発事業の促進に努めるものとする。

- 2 町長は、前項の措置を行うに際し、予め審議会の意見を徴し、当該開発事業等を促進の対象とする事業として認定しなければならない。
- 3 町長は、前項の認定にあつては、当該開発事業等が第11条に基づく成長の管理に関する方針に適合するよう必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 開発事業の審査等

#### (事前相談)

第14条 起業者は、第6条の規定による事業を行おうとするときは、事前に第15条、第16条、第17条、第18条に掲げる事項について町より説明を受け、その履行に努めなければならない。

#### (事前環境調査)

第15条 起業者は、事業計画予定地域及びその隣接する敷地、湧水源、その他環境に影響を及ぼすおそれのある地域を対象として、事前環境調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

- 2 調査の実施に当っては、事前に町と協議して、調査を行い報告書を提出するものとする。

#### (事前公開)

第16条 起業者は、第19条に定める事前協議に先立つて、当該事業の計画を30日間公開しなくてはならない。

- 2 事業の公開に当っては、規則で定める標識に所定の事項を記入し、開発事業等の予定地域内の公衆のみやすい場所にこれを設置しなければならない。

#### (説明会の開催)

第17条 起業者は、公開後、近隣関係者に内容及び工事施行方法等についての説明会を開催し、近隣関係者との協議をするものとする。

- 2 起業者は、前項の規定により説明会を行ったときは、その記録を町長に提出しなければならない。
- 3 起業者は、第1項の協議により必要が生じた場合には、近隣関係者と協定を締結するものとする。
- 4 町長は、開発事業等の影響を考慮して、必要な地区等に対する説明会の開催を起業者に



指導することができる。

(近隣関係者等の理解)

第18条 起業者は、当該事業計画の内容について周知するとともに、近隣関係者の十分な理解を得るものとする。ただし、近隣関係者が正当な理由なくして当該事業に関する協議に応じない場合、その他規則で定める場合においては、この限りではない。

2 町長は、開発事業等により広い範囲にわたり環境に影響があると判断したときは、関係する自治区の十分な理解を得よう起業者に指導することができる。

(事前協議)

第19条 起業者は、第6条の規定による開発事業等を行うときは、規則に定める関係書類を添え、規則で定める開発事業等事前協議書（以下「事前協議書」という。）を町長に提出し、事業計画の内容及び工事施行方法等について協議しなくてはならない。

2 町長は、前項の事前協議書が提出されたときは、必要に応じて事前技術調査を実施することができる。

3 町長は、前項の事前協議書が提出されたときは、必要に応じて審議会に諮問するものとする。

(指導、助言及び勧告)

第20条 町長は、第19条の規定による事前協議においては、審議会の意見等をふまえ、必要と認められるときは起業者に対し適切な措置をとるべく指導、助言及び勧告することができる。

(事前協議終了の通知)

第21条 町長は、第20条の措置の結果、当該開発等の計画が町の施策に適合していると判断したときは、起業者に必要な事項を通知するものとする。

(申請)

第22条 起業者は、第21条の通知結果及び規則に定める関係書類を添え、規則で定める開発申請書を町長に提出し、審査を受けなければならない。

2 町長は、前項の開発申請書が提出されたときは、関係各課に審査させなければならない。

(開発協定)

第23条 町長及び起業者は、本条例に基づき必要と認められるときは、協定を締結するものとする。

(同意)

第24条 町長は、第22条第1項による開発申請が第4章に適合していると判断したときは、規則で定める同意通知書を起業者に通知しなければならない。

(事業の報告)

第25条 起業者は、開発事業等に着手する場合には、工事工程等について市長及び関係機関、近隣関係者等と協議を行い、規則で定める工事着手届を町長に提出するものとする。

2 起業者は、開発事業等が完了したときは、規則で定める工事完了届を町長に提出するものとする。

(立入調査)

第26条 町長は、本条例の目的を達成するために必要な限度において、町職員に開発事業等の施行場所その他に立入らせ、調査し関係者に村して必要な指示、指導を行わせることができる。

(検査及び改善)

第27条 町長は、起業者から第25条第2項に規定する工事完了届が提出されたときは、他に定めのあるものを除き検査を行うものとする。

2 この検査の結果、不備な箇所のある場合は、起業者に通知し改善するよう指導することができる。

## 第4章 開発の基準

(関係法令の遵守)

第28条 起業者は、開発にあたっては、土地基本法、都市計画法、建築基準法及びその他関係法令を遵守しなければならない。

(公共、公益施設の整備)

第29条 起業者は、開発事業等を行う場合、開発地域内及び地域外に新たに必要となり又は

改良移転を必要とすることとなる公共、公益施設については、施設管理者等との協議を経て、原則として自ら必要な用地を獲得し、自らの責任において整備するものとする。

(公園、緑地及び緑地帯)

第30条 起業者は、開発区域内に開発規模に応じて、規則で定める基準の公園、緑地及び緑地帯を設置しなければならないものとする。

(駐車場の設置)

第31条 起業者は、リゾートマンション、その他の建築物及び宅地分譲地の規模に応じて、規則で定める基準の駐車場を設置するものとする。

2 起業者は、屋外に設置する駐車場については、適切な植栽を行うものとする。

(防犯灯の設置)

第32条 起業者は、開発区域内に町長と協議して規則で定める箇所に防犯灯を設置するものとする。

2 設置費及び維持管理費については、起業者において負担するものとする。

(消防用施設)

第33条 起業者は、消防用施設について、大分地域消防組合と協議し、指導に従い施設を設置するものとする。

(ごみ処理施設)

第34条 起業者は、開発区域内の建物配置及び道路の形状等を勘案し、ごみ収集車が容易に収集できる道路に面した場所に、一団地に1ヵ所（一団地が20戸以上の場合、概ね20戸毎に1ヵ所）の規則で定めるごみ集積場所（施設を含む。）を設置するものとする。

2 集積場所は、可燃ごみ、（生ごみ）、不燃ごみが分類でき衛生的に保管され収集が容易にできる共同の施設とするものとする。

3 開発行為の位置又は規模により町長が、収集が困難と判断した場合は、起業者の負担において処理施設を設置するものとする。

#### (給水施設)

第35条 起業者は、開発区域内の開発規模に応じて、別に定める基準に基づき給水施設を設置するものとする。

- 2 開発区域が市の給水区域内にある場合は、原則として町営水道によるものとする。ただし、給水量の確保が困難な地域にあつては、この限りでない。
- 3 起業者は、事業区域内の給水需要が、町営水道の給水能力を超えるため又は給水困難な地域のため、新設、改良が必要な場合は、その費用について町長と協議のうえ負担するものとする。
- 4 開発区域が町の給水区域外にある場合は、起業者の負担において専用の水道施設を設置するものとする。

#### (地下水の採取)

第36条 地下水を採取するときは、別に定める基準によらなければならない。

- 2 前項の地下水の採取が温泉源及び湧水に影響があると認められる場合、町長は、起業者に地下水汲み上げの中止を求めることができる。
- 3 起業者が、地下水を採取する場合は、町と協議するとともに、別に定める基準に準じて水道施設を設置するものとする。

#### (道 路)

第37条 起業者は、事業区域内に国、県、町等の道路計画がある場合は、その計画に適合するよう整備するものとし、事業施行区域外についても、町長が必要と認める範囲まで整備するものとする。

- 2 開発事業等により築造する道路の構造は、別に定める基準によるものとする。

#### (雨水及び生活雑排水)

第38条 起業者は、開発地域内の排水施設について、開発の規模、地形、地質及び状況を考慮し、計画雨水量及び汚水量を有効かつ適切に排水できる構造及び能力のものとし、放流先の排水能力、利用の状況、その他状況を勘案して、下水道、排水路、その他の排水施設または河川その他の公共の水域に接続させなければならない。

- 2 排水施設は、放流先の排水能力が不足し若しくは未整備な施設として認められる場合には管理者と協議の上、排水施設を起業者の負担において設置するものとする。
- 3 起業者は、条例第15条の事前環境調査又は前項の規定により、管理者が必要と認めた場

合、調整池（「調整池」とは、開発事業等により洪水調整の目的で設置する貯水池又は貯水池群をいう。）を設置するものとする。

（合併処理施設及びし尿浄化槽放流水）

第39条 起業者は、浄化槽を設置する場合、その放流することについて、放流先の施設管理者等と協議するものとする。

- 2 放流水は、水道水源に影響ない地点で放流するものとする。
- 3 終末処理施設等によって処理した汚水の放流に起因して生ずる第三者との紛争は、起業者及び当事者の責任において解決しなければならない。
- 4 施設設置においては、別に定める基準によるものとする。

（自然環境の保全）

第40条 起業者は、開発事業等の計画に当っては、立木の伐採、自然の地形変更を最小限にとどめ、環境の保全及び緑地の確保、修景に努めるものとする。

（文化財の保護）

第41条 起業者は、開発事業等の施行に際し、事前に調査するとともに埋蔵文化財が出土したときは、直ちに工事を中止して、町教育委員会に届出て指示に従うものとする。

（日照の確保）

第42条 起業者は、建築物の計画に際し、隣接地等に日照が十分に確保されるよう計画しなければならない。

（電波障害）

第43条 起業者は、開発事業等により電波等の障害が発生したときは、必要な施設を起業者の負担で設置し、維持管理においても起業者の責任において行わなければならない。

（公害防止）

- 第44条 起業者は、開発事業等によって公害が発生し又は発生するおそれがある場合は、工事を中止し、その原因除去に努めなければならない。
- 2 工事が完了した後において、万一公害が発生し、その原因が当該開発事業等によると認められる場合の補償及び改修は、起業者の責任において負担するものとする。

(分譲宅地の基準)

第45条 起業者は、開発区域内における良好な居住環境の確保を図るため、一区画の面積を規則に定める面積以上とするものとする。

(建築物の基準)

第46条 起業者は、開発事業等により建築物を建築しようとする場合には、建築物の高さ、空地率（敷地面積から建築物の水平投影面積を除いた面積の敷地面積に対する割合）、及び壁面後退並びに外壁、屋根及び建物の色彩については、自然環境及び周辺的环境に適合したものとしなければならない。

(リゾートマンション等の建築制限)

第47条 リゾートマンション等を建築する場合の敷地面積の基準は、規則で定めるものとする。

- 2 起業者は、開発敷地内にはリゾートマンション等の他に一般の利用者の利用に供するリゾート施設が適切に配置されるように努めるものとする。
- 3 開発地域内の宅地の基準及び建築物の基準は、規則で定めるものとする。
- 4 第2項に定めるリゾート施設については、審議会の意見を徴し町長が総合的に判断して、設置する施設を決定するものとする。

第5章 諮問機関及び公聴会

(まちづくり審議会)

第48条 町長は、第19条第3項の諮問機関として湯布院町まちづくり審議会を設置するものとする。

- 2 この審議会は、この条例を推進するため町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。
- 3 この審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(公聴会)

第49条 町長は、開発事業等について、必要に応じ公聴会を開催することができる。

## 第6章 雑 則

### (管理体制)

第50条 起業者は、事業区域内の施設で自から管理することとなるものについて、事前に管理体制を明確にしておくものとする。

- 2 起業者は、当該建築物の用途がリゾートマンション等の場合、常駐管理人を置かなければならない。
- 3 起業者は、リゾートマンション等の入口に管理責任者の氏名、連絡先を明示した表示板を設置するとともに、住民からの苦情等に直ちに対応できるようにするものとする。
- 4 起業者は、リゾートマンション等の入居者に対し遵守事項を定め、入居者に徹底するとともに、近隣関係者及び自治会等との協定事項を遵守しなければならない。

### (環境整備への貢献)

第51条 起業者は、その開発等が湯布院町のもつ環境の恩恵を享受するものであることから、その貴重な環境の保全及び改善に貢献するよう努めなければならない。

- 2 起業者は環境の保全に貢献するため、別に定めるところにより環境資源を町に提供するものとする。
- 3 起業者は前項に代えて、環境資源の確保に要する費用を環境整備協力金として町に納付することができる。
- 4 町長は、当該事業が地域振興及び環境整備へ貢献していると認める場合には、環境資源の確保又は環境整備協力金の納付に関し、これを軽減又は免除することができる。

### (公共公益施設の管理及び帰属)

第52条 この条例の規定により起業者が設置した公共、公益施設については、原則として町に帰属し、町が管理するものとする。

- 2 前項による帰属の時期は、町長と起業者等が協議して決定するものとし、それまでの間は、起業者自らの責任において維持管理をする責務を負うものとする。

### (承継義務)

第53条 起業者は、開発区域内の土地、建物及びその他の権利を分譲もしくは譲渡する場合は、その譲受人等に対し、本条例並びに協定によって遵守することとされている事項についてこれを明確に表示し、その承継をさせる義務を負うものとする。

(条例の不履行に対する措置)

第54条 町長は起業者に対し、道路の占用許可、開発事業等への同意、水道供給、公共工事の施行等に関し必要な措置を講じることができる。

2 町長は、起業者・設計者・工事施工者の氏名及び勧告の内容を公表することができる。

(委 任)

第55条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(湯布院町自然環境保護条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

イ 湯布院町自然環境保護条例（昭和47年湯布院町条例第19号）

ロ 湯布院町住環境保全条例（昭和59年湯布院町条例第16号）

(経過措置)

3 前項に掲げる条例の適用を現に受けているものは、なお従前の例による。



# 湯布院町潤いのある町づくり条例施行規則

平成2年9月5日  
湯布院町規則第1号

## (趣旨)

第1条 この規則は、潤いのある町づくり条例(平成2年9月5日条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (近隣関係者)

第2条 条例第3条第6号に規定する近隣関係者は、別表第1による。

## (機動機によるボーリング又は打込行為)

第3条 条例第6条第3項に規定するボーリング又は打込行為は、杭打、矢板打で探さ10メートル以上、かつ10本を超えるもの並びにボーリング、地下削井又はこれと同等と思われるもので、口径100ミリメートル以上かつ深さ10メートルを超えるもの。

## (敷地面積500平方メートル未満のもの)

第4条 条例第6条第4号但し書きに規定する敷地面積500平方メートル未満のものは次の各号によるものとする。

但し、条例第3章の規定は、適用しないものとする。

- 1 建築物の高さは、自然環境及び周辺的环境に適合したものでなければならない。
- 2 建築物の形態、外観、色彩等については、自然環境及び周辺的环境に適したものとす  
るよう指導をするものとする。
- 3 建築物の屋根の形態については、勾配屋根とするよう指導するものとする。

## (屋外広告物)

第5条 条例第6条第8号に規定する屋外広告物は、別表第2による。

(事前公開の標識)

第6条 条例第16条第2項に規定する標識は、様式第1号による。

(近隣関係者の理解の特例)

第7条 条例第18条第1項に規定する近隣関係者の理解が得られない場合の特例は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 近隣関係者が当該事業に係る協議において、理解が得られない理由を明らかにしない場合
- 2 近隣関係者の理解が得られない理由が環境問題に関係していないと明らかに認められる場合
- 3 近隣関係者が長期不在等の理由により理解を得ることが極めて困難と認められる場合
- 4 その他町長がやむをえないと認める場合

(開発事業等事前協議書の様式及び関係書類)

第8条 条例第19条に規定する開発事業等事前協議書は、様式第2号による。

- 2 事前協議に必要な関係書類は、別表第3による。

(開発申請書の様式)

第9条 条例第22条に規定する開発申請書は、様式第3号による。

- 2 申請に必要な関係書類は、別表第3による。

(同意通知書の様式)

第10条 条例第24条に規定する同意通知書は、様式第4号による。

(工事着手届及び工事完了届の様式)

第11条 条例第25条に規定する工事着手届及び工事完了届は、様式第5号による。

(公園及び緑地帯の設置)

第12条 条例第30条に規定する公園及び緑地帯の基準は、別表第4による。

(駐車場の設置)

第13条 条例第31条に規定する駐車場の基準は、別表第4による。

(防犯灯の設置)

第14条 条例第32条に規定する防犯灯の基準は、開発区域内の規模及び街路網の計画に基づき別に定める基準により設置するものとする。

(ごみ処理施設)

第15条 条例第34条に規定するごみ集積場所（施設を含む。）は、別に定める基準によるものとする。

(宅地の基準)

第16条 条例第45条に規定する宅地の基準は、別表第4による。

(リゾートマンション等の建築制限)

第17条 条例抑条に規定するリゾートマンション等の建築制限は、別表第4及び自然環境及び周辺的环境に適合したものとする。

(環境整備への貢献)

第18条 条例第51条第2項及び第3項に規定する環境資源及び環境整備協力金は、次によるものとする。

- 1 環境資源の内容及びそれに係る事業費の額は、開発事業等の規模に応じ、町長と起業者とで協議し、決定するものとする。
- 2 前号に代えて納付することができる環境整備協力金の額は、別表第5によるものとする。
- 3 環境整備協力金は、条例第24条の同意通知書を起業者が受け取った後、直ちに納付するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

開発事業等による協議(理解)を要する関係住民

(あ) 開発事業等の区分		(い) 関係住民
条例第6条第1号の規定による行為	開発面積が5,000㎡を超えるもの	開発事業予定敷地内の隣地境界線から16m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
	開発面積が3,000㎡を超え5,000㎡未満のもの	開発事業予定敷地内の隣地境界線から8m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
	開発面積が1,000㎡を超え3,000㎡未満のもの	開発事業予定敷地内の隣地境界線から4m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
条例第6条第2号の規定による行為		開発事業予定敷地内の隣地境界線から4m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
条例第6条第3号の規定による行為	貯蔵施設等	開発事業予定敷地内の隣地境界線から4m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
	ボーリング 又は打込行為	行為地から60m以内の土地及び建築物の所有者並びに温泉源、水源の所有者。ただし、これによることが適当でないとき町が認めるときは、この限りでない
条例第6条第4号、第5号及び第6号の規定による行為		建築物の壁面からの距離が建築物の最高の高さと同等の距離の範囲内に存する土地及び建築物の所有者並びに占有者。またこの距離が開発区域内であるときは、隣接する土地及び建築物の所有者及び占有者
条例第6条第8号及び第9号の規定による行為		町と協議した範囲の占有者

別表第2 (第5条関係)

屋 外 広 告 物

野 立 看 板	広 告 板	広告物の表示面積が、10平方メートル以上、高さ4メートル以上
	広 告 塔	広告物の表示面積が、10平方メートル以上、高さ6メートル以上
	サイン・ボール	広告物の表示面積が、6平方メートル以上、高さ6メートル以上
建 築 物 を 利 用 す る も の	突 出 広 告	広告物の表示面積が、8平方メートル以上、突出幅が、建築限界から1メートル以上、広告物の上端の地上からの高さが、5メートル以上
	壁 面 広 告	広告物の表示面積が、8平方メートル以上、広告物の上端の地上からの高さが、5メートル以上



別表第3（第8条、第9条関係）

図 書 等	事前協議書類			申 請 書 類					内 容 等				
	土 地	築 造 物	建 築 物	土 地	築 造 物	建 築 物	工 作 物	縮 尺 等					
(1) 事前協議申請書（様式第2号）									正副各1部				
(2) 開発申請書（様式第3号）									正副各1部				
(3) 事業計画書（様式ア）									事業の目的、内容等の項目を詳細に記入すること。				
(4) 位置図・案内図								1/2,500以上					
(5) 近隣関係者の対照図及び対照表（様式イ）								1/2,500以上	対照図（字図）は、協議に係る範囲（朱線）、地番、所有者を記入し、対照表と照合できること。				
(6) 関係者等協議書（様式ウ）													
(7) 公開実施状況調書（様式エ）									事前公開期間及び説明会の開催日、参加人数、話合いの内容等を詳細に記入すること。				
(8) 環境調書（様式オ）									調査項目を詳細に記入すること。				
(9) 誓約書（様式キ）													
(10) 土地利用計画図								1/250以上	緑化（公園、緑地、広場）、駐車場、予定建築物等、公共施設、敷地内道路（防犯灯）及びその面積表を記入				
(11) 建築物平面図及び立面図								1/250以上					
(12) 建築物・工作物計画書								1/250以上	配置図、平面図、断面図、立面図等				
(13) 造成計画平面図								1/1,000以上					
(14) 造成計画横断面図								1/1,000以上					
(15) 排水施設計画図 (平面図) (構造図)								1/500以上 1/50以上	雨水、汚水、生活排水の系統を区分明記（色分け等）し、記入すること。（流量計算書等）				
(16) 水利権、土地境界協議書等を証する書面									雨水、汚水（雑排水）等の放流先の協議書（同意書等）、境界確認書等を提出すること。土地利用承諾書				
(17) 清掃計画図									し尿処理施設、ごみ処理施設等の構造、方法を明記すること。				
(18) 道路計画図及び防犯灯施設計画図								1/500以上	進入路の接点、幅員、延長、規模、構造緑地帯、防犯灯等を明記すること。				
(19) 消防施設計画図								1/500以上	防火水槽等の位置及び容量を明記すること。				
(20) 施設等の管理計画書													
(21) 事業者の諸表									会社の概要書（パンフレット等）				
(22) 現況写真													
(23) 分譲者との協定書													
(24) 工事工程表													
関係各課協議書	各課一部	(様式力)						課別添付図書（上記番号）					
		建設課						注	注	注	注	(3) (4) (5) (10) (11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	
		水道課						注	注	注	注	〃	
		農業委員会						注	注	注	注	〃	
		農政課						注	注	注	注	〃	
		農林整備課						注	注	注	注	〃	
		商工観光課						注	注	注	注	〃	
		環境課						注	注	注	注	〃	
		総合政策課						注	注	注	注	〃	
		財政課						注	注	注	注	〃	
		防災安全課						注	注	注	注	〃	
		社会教育課						注	注	注	注	〃	
		教育総務課						注	注	注	注	〃	
		湯布院地域整備課						注	注	注	注	〃	
由布市消防本部警防課						注	注	注	注	(3) (4) (5) (10) (11) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19)			
都市景観推進課	(様式力)を事前協議申請書(正)に添付												

屋外広告物事前協議書 位置図・関係者協議書・計画図・事業者の諸表(A4判又はA3判)

屋外広告物申請書 位置図・関係者協議書・計画図・誓約書

各課協議書は14部提出。提出書類は、原図等をA3判に縮小しても可

注については、事前協議書と変更になった場合のみ提出のこと。

別表第4 (第12条関係・第13条関係・第16条関係・第17条関係)

区画、駐車場及び公園緑地等基準

		一 区 画	駐 車 場	公 園 広 場 及 び 緑 地	備 考	
都 市 計 画 区 域 内	第一種低層住居専用 第二種低層住居専用	リゾートマンション等	敷地面積2,000㎡以上 床面積100㎡以上(延床面積÷戸数)	戸 数 の 3 分 の 2 台	○リゾートマン等 3,000㎡未満 緑地6%以上 3,000㎡以上 緑地6%以上且つ 公園広場3%以上  ○その他の建築物 緑地6%以上 公園広場 自己開発の場合は不要  ○宅地分譲地 3,000㎡未満 緑地6%以上 3,000㎡以上 緑地6%以上且つ 公園広場3%以上  ○共通事項 開発地域内の駐車場及び敷地の周囲に高木(高さ3m以上)を適切に植栽した場合は、緑地の面積を緩和する。	※この表の基準は、自然公園法、森林法に該当するものは除く。
		その他の建築物		戸 数 の 2 分 の 1 台		
		宅地分譲地	一区画面積500㎡以上	1 宅地 1 台		
	第二種中高層住居専用 第一種住居 準 住 居	リゾートマンション等	敷地面積2,000㎡以上 床面積100㎡以上(延床面積÷戸数)	戸 数 の 3 分 の 2 台		
		その他の建築物		戸 数 の 2 分 の 1 台		
		宅地分譲地	一区画面積400㎡以上	1 宅地 1 台		
	近 商 ・ 商 業	リゾートマンション等	敷地面積2,000㎡以上 床面積100㎡以上(延床面積÷戸数)	戸 数 の 3 分 の 2 台		
		その他の建築物		戸 数 の 2 分 の 1 台		
		宅地分譲地	一区画面積300㎡以上	1 宅地 1 台		
	無 指 定	リゾートマンション等	敷地面積3,000㎡以上 床面積100㎡以上(延床面積÷戸数)	戸 数 の 3 分 の 2 台		
		その他の建築物		戸 数 の 2 分 の 1 台		
		宅地分譲地	一区画面積500㎡以上	1 宅地 1 台		
都 市 計 画 区 域 外	川 上 ・ 川 南 川北・中川の一部 川 西 の 一 部	リゾートマンション等	敷地面積3,000㎡以上 床面積100㎡以上(延床面積÷戸数)	戸 数 の 3 分 の 2 台		
		その他の建築物		戸 数 の 2 分 の 1 台		
		宅地分譲地	一区画面積500㎡以上	1 宅地 1 台		
	塚 原 ・ 下 湯 平 中 川 の 一 部 川 西 の 一 部	リゾートマンション等	敷地面積3,000㎡以上 床面積100㎡以上(延床面積÷戸数)	戸 数 の 3 分 の 2 台		
		その他の建築物		戸 数 の 2 分 の 1 台		
		宅地分譲地	一区画面積500㎡以上	1 宅地 1 台		
	湯 平 (但し、温泉街 地区は除く。)	リゾートマンション等	敷地面積3,000㎡以上 床面積100㎡以上(延床面積÷戸数)	戸 数 の 3 分 の 2 台		
		その他の建築物		戸 数 の 2 分 の 1 台		
		宅地分譲地	一区画面積500㎡以上	1 宅地 1 台		



建築物の高さ、空地率、壁面後退並びに屋根及び建築物の形態適合基準

			空地率	高さ	壁面及び道路後退	屋根及び建物の形態
都市計画区域内	第一種低層住居専用 第二種低層住居専用	リゾートマンション等	60%以上	10m以下	1.5m以上 (2.0m以上)	○屋根の形態、外観、色彩等については、自然環境及び周辺環境に適した ものとする。 ○建築物の屋根の形態については、気候等により勾配屋根とする。 ○ケーリングタワー等屋上設備については、環境に適した遮へい措置を講じ ること。  ※この表の基準は、自然公園法、森林法に該当するものは除く。
		その他の建築物	50%以上	10m以下	1.5m以上 (2.0m以上)	
		宅地分譲地	60%以上	10m以下	1.5m以上 (2.0m以上)	
	第二種中高層住居専用 第一種住居 準住居	リゾートマンション等	60%以上	15m以下 且つ4階以下	1.5m以上 (2.0m以上)	
		その他の建築物	50%以上	15m以下 且つ4階以下	1.5m以上 (2.0m以上)	
		宅地分譲地	60%以上	12m以下 且つ3階以下	1.5m以上 (2.0m以上)	
	近商・商業	リゾートマンション等	50%以上	18m以下 且つ5階以下	1.0m以上 (2.0m以上)	
		その他の建築物	40%以上	18m以下 且つ5階以下	1.0m以上 (2.0m以上)	
		宅地分譲地	50%以上	12m以下 且つ3階以下	1.5m以上 (2.0m以上)	
	無指定	リゾートマンション等	60%以上	15m以下 且つ4階以下	2.0m以上 (2.0m以上)	
		その他の建築物	50%以上	15m以下 且つ4階以下	2.0m以上 (2.0m以上)	
		宅地分譲地	60%以上	12m以下 且つ3階以下	3.0m以上 (2.0m以上)	
都市計画区域外	川上・川南 川北・中川の一部 川西の一部	リゾートマンション等	60%以上	15m以下 且つ4階以下	2.0m以上 (2.0m以上)	
		その他の建築物	50%以上	15m以下 且つ4階以下	2.0m以上 (2.0m以上)	
		宅地分譲地	60%以上	12m以下 且つ3階以下	3.0m以上 (2.0m以上)	
	塚原・下湯平 中川の一部 川西の一部	リゾートマンション等	60%以上	18m以下 且つ5階以下	2.0m以上 (2.0m以上)	
		その他の建築物	40%以上	18m以下 且つ5階以下	2.0m以上 (2.0m以上)	
		宅地分譲地	50%以上	12m以下 且つ3階以下	3.0m以上 (2.0m以上)	
	湯平 (但し、温泉街 地区は除く。)	リゾートマンション等	60%以上	18m以下 且つ5階以下	2.0m以上 (2.0m以上)	
		その他の建築物	40%以上	18m以下 且つ5階以下	2.0m以上 (2.0m以上)	
		宅地分譲地	50%以上	12m以下 且つ3階以下	3.0m以上 (2.0m以上)	

( )は、道路後退線を示す。

別表第5（第18条関係）

環境整備協力金の額

○リゾートマンション等の施設

建物の規模	金額	備考
30戸（室）以下	30,000円	戸（建）当り
31～50戸（室）	50,000円	〃
51～70戸（室）	80,000円	〃
71戸（室）以上	100,000円	〃

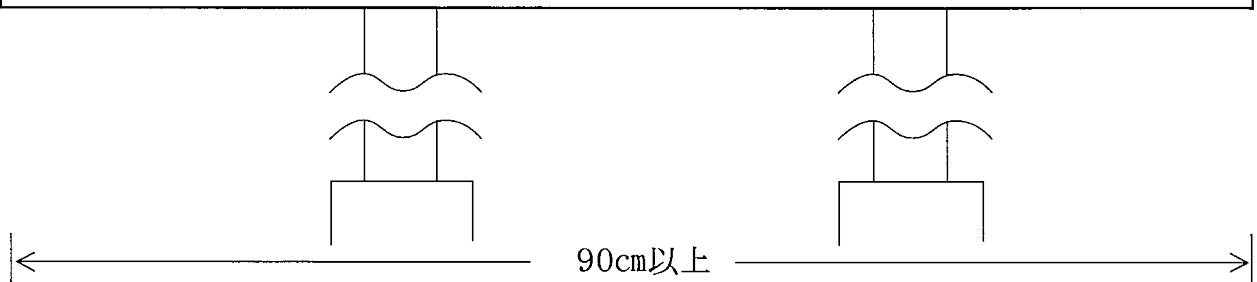
○開発事業により土地の区画分譲をおこなったもの

区分	金額	備考
30区画以下	30,000円	1区画当り
31～50区画	50,000円	〃
51～70区画	80,000円	〃
70区画以上	100,000円	〃

様式第1号(その1) (第6条関係)

(リゾートマンション・その他の建築物)

開発事業 ( ) 建設計画のお知らせ					
※平成 年 月 日第 号					
事業場所					
起業者	住所 氏名(名称)		電話		
用途		敷地面積		m <sup>2</sup>	
構造		延床面積		m <sup>2</sup>	
高さ	m	階数、棟数	地上 地下	階 階	棟
設計者	住所 氏名(名称)		電話		
施工者	住所 氏名(名称)		電話		
工事予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日				



- (注) 1. 標識の周囲は、緑色で1cmの縁取りをすること。  
 2. 標識の文字は、黒とすること。  
 3. 表示した文字が、雨等により不鮮明にならない塗料等を使用すること。  
 4. 標識は、風雨等の為、容易に破損又は倒壊しない材料及構造とすること。

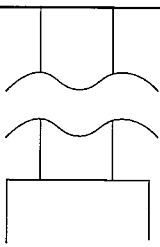
※ 事前公開届出年月日等を記入すること。

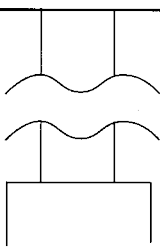
様式第1号（その2）（第6条関係）


（宅地分譲地・土地）

開発事業（                      ） 建設計画のお知らせ			
※平成    年    月    日第    号			
事業場所			
起業者	住所 氏名(名称)		電話
用途			
敷地面積		区画数	区画
設計者	住所 氏名(名称)		電話
施工者	住所 氏名(名称)		電話
工事予定期間	平成    年    月    日～平成    年    月    日		







90cm以上

- （注） 1. 標識の周囲は、緑色で1cmの縁取りをすること。  
 2. 標識の文字は、黒とすること。  
 3. 表示した文字が、雨等により不鮮明にならない塗料等を使用すること。  
 4. 標識は、風雨等の為、容易に破損又は倒壊しない材料及構造とすること。  
 ※ 事前公開届出年月日等を記入すること。

# 標識（事前公開）設置届書

平成 年 月 日

由布市長 首藤 奉文 殿

事業者 住 所

氏 名

印

電 話

潤いのある町づくり条例第16条及び湯布院町潤いのある町づくり条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

起 業 場 所	由布市湯布院町
起 業 者 住 所 氏 名	
用 途	
設 置 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

- ※ 設置期間は事前協議申請前、30日間以上とする。
- ※ 設置後早急に提出すること。
- ※ 位置図を添付すること。
- ※ 設置場所がわかる全景写真と内容のわかるアップ写真を添付すること。

市確認日

平成 年 月 日

様式第2号(その1) (第8条関係)

開発事業等事前協議申請書

平成 年 月 日

由布市長

殿

起業者住所

氏名

印

電話

湯布院町潤いのある町づくり条例第19条の規定により、下記の開発事業等について協議  
します。

記

1. 開発事業等の種類      ①土地      ②建築物      ③工作物

2. 開発事業場所

3. 開発事業等の面積      m<sup>2</sup>

4. 建築物等の用途

5. 建築物等の面積      m<sup>2</sup>

6. 階数及戸(区画)数



様式第3号（その1）（第9条関係）

開 発 申 請 書

平成 年 月 日

由布市長

殿

起業者住所

氏 名

印

電 話

湯布院町潤いのある町づくり条例第22条の規定により開発を申請します。

開 発 の 概 要	所 在 地	
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	予 定 建 築 物 の 用 途	
	工 事 施 工 者 住 所	
	工 事 施 工 者 氏 名	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日





様式第4号(第10条関係)

同 意 通 知 書

第 号  
平成 年 月 日

殿

由布市長

印

湯布院町潤いのある町づくり条例第22条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日  
申請のあった当該事業について、下記条件を付して同意します。

記

1. 協議事業内容

申 請 地

事業内容

事業規模

2. 同 意 条 件

## 工事着手（完了、中止、再開）届

平成 年 月 日

由布市長 殿

起業者住所  
氏名  
電話

印

工事保証人住所  
氏名  
電話

印

湯布院町潤いのある町づくり条例に基づき、工事の着手（完了、中止、再開）について届出します。

同意年月日	平成 年 月 日 第 号
事業名	
開発事業等の場所	
施工者	住所
	氏名
	電話 (現場の電話)
工事着手、完了 中止、再開 年月日	平成 年 月 日（～平成 年 月 日） 中止の場合、中止期間を記入

※ 添付図書

I 着手届

1. 位置図
2. 計画平面図
3. 工事行程表
4. 法令等の許認可の写

II 完了届

1. 法令等の完了検査済証の写

III 中止届

1. 中止理由書
2. 防災等に関する書類
3. 現況図及び現況写真

IV 再開届

1. 工事行程表
2. 法令等の許認可の写
3. 計画平面図

様式ア (その1)

**事業計画書**  
(リゾートマンション・その他の建築物・工作物)

事業名		
起業者		
住所氏名	電話	
設計者名	電話	
事業場所	湯布院町	字 番地
地域	都市計画区域 内 外	地域
関係条例	ア 潤いのある町づくり条例 第6条 1 2 3 4 5 6 7 8 9号	
	イ 都市計画法開発行為    ロ 森林法    ハ 自然公園法	
建築物	主要用途	
	開発面積	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>
	空地率	%
	延床面積	m <sup>2</sup>
	建築高さ	m
	階数	地上 階・地下 階
	棟・戸数	棟・ 戸(室)
	延床面積/戸	m <sup>2</sup> /戸
建築物は 又 電動機等	種類	ア 貯蔵施設    イ ボーリング    ウ 打込行為
	主要用途	
	規模・工法	

最低壁面後退距離	壁面後退	m・道路後退	m	
駐車台数	台			
緑地面積及び率	m <sup>2</sup> %			
公園広場面積率	m <sup>2</sup> %			
ごみ処理施設面積及び数	m <sup>2</sup> 箇所			
浄化槽等処理施設の内容				
生活排水処理施設の内容				
汚水・生活排水放流先名				
雨水放流先名				
接続道路名等及び幅	幅 m			
給水施設	引込管口径	mm		
防犯灯数	灯			
消防施設				
建物管理体制(内容)				
事前公開期間	年 月 日～ 年 月 日			
近隣関係者等の 理解の状況	説明会日数	年 月 日 外 回実施		
	出席者数	事業者側	名 住民側 名	
	地区名	自治区協議済		
	放流名	協議済		
	隣接土地所有者	名の内	名協議済	
	隣接建物所有者	名の内	名協議済	

様式ア (その2)

事業計画書  
(宅地分譲地・土地)

事業名		
起業者		
住所氏名	電話	
設計者名	電話	
事業場所		
地域	都市計画区域内外 地域	
関係条例	ア 潤いのある町づくり条例 第6条 1 2 3 4 5 6 7号 イ 開発行為 ロ 森林法 ハ 自然公園法	
土地	主要用途	
	開発面積	m <sup>2</sup>
	総区画数	区画
	一区画面積	m <sup>2</sup>
建築物は 又 自動機等	種類	ア 貯蔵施設 イ ボーリング ウ 打込行為
	主要用途	
	規模・工法	
緑地面積及び率	m <sup>2</sup>	%
公園広場面積及び率	m <sup>2</sup>	%
ごみ処理施設面積及び率	m <sup>2</sup>	箇所
浄化槽等処理施設の内容		
生活排水処理施設の内容		

汚水・生活排水放流先名			
雨水放流先名			
接続道路名等及び幅			
給水施設	引込管口径	mm	
防犯灯数	灯		
消防施設			
建物管理体制(内容)			
事前公開期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日	
近隣関係者等の理解の状況	説明会日数	年 月 日	他 回実施
	出席者数	事業者側 名	住民側 名
	地区名	自治区協議済	
	放流名	協議済	
	隣接土地所有者	名の内	名協議済
	隣接建物所有者	名の内	名協議済
	分譲等の条件		
駐車台数			
空地率			
壁面後退			
高さ等			
その他			

様式イ

対 照 表

自治区名	自治委員氏名	住 所	協 議 状 況	電 話 番 号
地 番	関 係 者 氏 名	住 所	協 議 状 況	電 話 番 号

協議状況については、協議済が○ 協議中が△ 不理解が× とする。  
ただし、協議中、不理解についてはその内容（経過等）を明記すること。

様式ウ（その1）

## 近隣関係者協議書

起業者住所

氏 名

用 途

開発面積

開発規模

上記の開発事業計画については、起業者等と協議を行い内容等について充分理解しました。

年 月 日

関係地番

住 所

氏 名

印 電 話

様式ウ（その2）

## 近隣関係者（自治区）協議書

起業者住所

氏 名

用 途

開発面積

開発規模

上記の開発事業計画については、起業者等と協議を行い内容等について自治区として、充分理解しました。

年 月 日

自治区名

自治委員住所

氏 名

印 電 話





様式才

# 環 境 調 書

平成 年 月 日

由布市長

殿

起業者 住 所

氏 名

電話番号

印

所 在			
主 要 用 途			
開 発 面 積			
給 水 施 設	引 込 管 口 径	mm	
	井 戸 口 径	mm	
	受 水 槽 の 容 量	有	t 無
	受 水 槽 の 規 模 の 算 定		
排 水 施 設	汚 水 量 の 算 定		
	汚 水 管 の 口 径		
	雨 水 量 の 算 定		
	雨 水 管 の 口 径		
	排 水 路 の 改 修	有	mm 無
	既 設 下 水 道	有	mm 無

公園、緑地の整備	現 況 樹 種			
	公 園 広 場	面 積		
		割 合		
		内 容		
	緑 地	面 積		
		割 合		
		内 容	保存樹種	
			保存面積	m <sup>2</sup>
	植栽樹種			
	植栽面積	m <sup>2</sup>		
その他の公益公共施設の建設				
工事中の交通安全等対策				
工事中の公害防止方法				
煤煙等の処理方法				
粉じんの処理方法				
悪臭の防止方法				
騒音、振動の防止方法				
廃棄物の種類及び処理方法				
その他（町協議内容）				

( ) 課 協 議 書

起業者氏名

印 電話

設計者氏名

印 電話

関 係 課 協 議 内 容

協 議 項 目	協 議 内 容	協 議 結 果 ( 条 件 )			
設 計		※			
管 理 方 法		※			
土 地 の 帰 属		※			
協 議 済 年 月 日	課 長	課長補佐主幹	係 長	係 員	
※ 平成 年 月 日					

1. 建 設 課 接道の道路、敷地内道路、雨水排水、里道水路等
2. 水 道 課 給水等
3. 農 業 委 員 会 農地転用等
4. 農 政 課 森林法(林地開発行為)、農業振興地域等
5. 契 約 管 理 課 市有財産使用許可、帰属等
6. 生 涯 学 習 課 埋蔵文化財等
7. 教 育 総 務 課 学校区、通学路等
8. 商 工 観 光 課 商工、観光等
9. 環 境 課 污水排水、ごみ処理、  
浄化槽等処理内容(合併処理・BOD値等)等
10. 総 合 政 策 課 総合計画等
11. 由布市消防本部 消防施設等
12. 都 市 ・ 景 観 推 進 課 都市計画、公園・緑地等

※ 添付書類については、別表第3を参照。

※の欄は、起業者にて記入しないこと。

様式キ

## 誓 約 書

湯布院町潤いのある町づくり条例の規定に係る下記開発事業等の施工に関しては、関係法令及び湯布院町関係条例、規則、基準等を遵守することは勿論のこと、本工事の施工前、施工中及び工事完了後であっても、附近住民（関係者）等から本事業に関する苦情、紛争、その他のトラブルが生じたときは、当方の責任において速やかにこれを処理、解決することを誓約いたします。

### 記

開発事業等の種類

開発事業等の場所

開発事業等の面積

平成 年 月 日

由布市長

殿

起業者 住 所

氏 名

印

設計者 住 所

氏 名

印

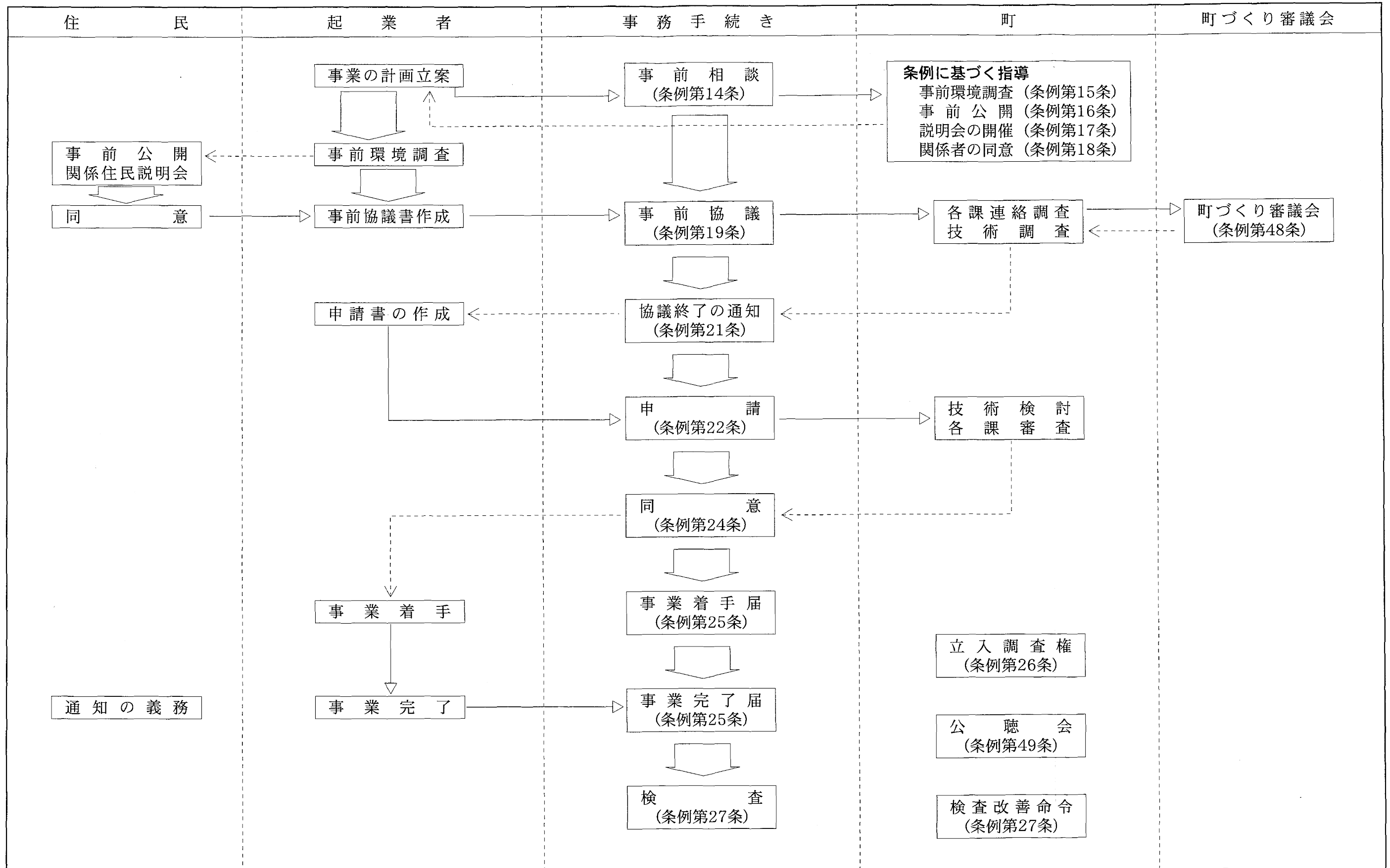
施行者 住 所

氏 名

印



# 条例の手續に基づくフローチャート



# 湯布院町まちづくり審議会設置規則

平成2年9月5日  
湯布院町規則第2号

## (名称及び設置)

第1条 本審議会は、湯布院町まちづくり審議会（以下「審議会」という。）と称し、潤いのある町づくり条例第48条の規定により設置する。

## (目的及び職務)

第2条 潤いのある町づくり条例を推進するため、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。また、町づくり条例に定める開発事業等に関し、必要に応じて住民の意見を聞き、町長に対して公聴会を開催するよう要請することができる。

## (組 織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 1 学識経験者
- 2 議会議員
- 3 各組織の代表
- 4 町職員

## (任 期)

第4条 委員の任期は4年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

## (役 員)

第5条 審議会に会長、副会長を置き互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (会 議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(委員の禁止行為)

第7条 委員は、公平な立場で職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、職務上知りえたことを第3者にもらしてはならない。

(庶務)

第8条 審議会の事務局を建設課に置く。

(附則)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。



# 由布市潤いのあるまち環境整備基金条例

平成17年10月1日  
条例第85号

## (設置)

第1条 美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境の保全並びに環境整備を図るため、由布市潤いのあるまち環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立て)

第2条 基金は、潤いのある町づくり条例(平成2年湯布院町条例第19号)に基づく環境整備協力金をもって積み立てる。

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

## (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

第6条 基金は、第1条の設置の目的に基づき、環境整備事業の資金に充てるため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の湯布院町潤いのある町環境整備基金条例(平成2年湯布院条例第20号)の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

# 由布市モーテル類似施設建築規制条例

平成17年10月1日

条例第200号

改正 平成30年10月1日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、由布市における青少年の健全な育成と、快適で良好な生活環境の確保に資するため、モーテル類似施設の営業を行う施設の建築に対し必要な規制を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「モーテル類似施設」とは、いわゆる類似モーテル、ラブホテルの類いで、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業、同条第3項に規定する簡易宿所営業及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を目的とする建築物（以下「旅館等」という。）のうち、異性を同伴する客に利用させることを目的とするものと見なされるもので、その構造又は施設設備が次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 宿泊し、若しくは休憩しようとする者との面接かつ確認が充分できる玄関、帳場及びフロント又はそれらに代替する機能を有する設備を設けていないもの
- (2) 前号の施設を経由して、各室に通じる共用の廊下（階段、昇降機等を含む。）を通過して入室する構造となっていないもの。ただし、各部屋がそれぞれ独立しているもの（いわゆる1戸建）については、渡り廊下、通路等が共用のもの又は外部から見通しのできる構造となっていないもの
- (3) 客室に性的感情を刺激するため設置する内装、装飾品、照明等の内部設備が備わっているもの
- (4) 旅館等に付随する看板、広告塔、ネオン等にモーテル類似の名称又は休憩料金の表示を使用しているもの
- (5) 外観が周辺的生活環境を害するおそれがあるもの

2 この条例において「建築」とは、新築、改築、増築、移転、大規模な修繕及び模様替をい

う。

(建築規制区域)

第3条 市内においてモーテル類似施設の営業を目的とする施設は、建築してはならない。

(用途変更の禁止)

第4条 モーテル類似施設以外の用途からモーテル類似施設への用途変更は、禁止する。

(届出)

第5条 市内において、旅館等を建築し、又は旅館等に用途変更しようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する確認申請書の提出又は同法第15条第1項に規定する届出をする前に、規則の定めるところにより、市長に対し届出をしなければならない。

2 施設設備についても、設置又は施工をする前に、規則の定めるところにより、市長に対し届出をしなければならない。

3 前2項の届出をした者が届出をした事項を変更しようとするときも、規則の定めるところにより市長に対し届出をしなければならない。

(届出者への通知)

第6条 市長は、前条の届出を受理したときは、その届出に係る施設が第2条に定めるモーテル類似施設に該当するか否かを審査し、届出者に対し、モーテル類似施設に該当する旨又は該当しない旨の通知をしなければならない。

2 市長は、前項の審査をするに当たり、必要と認めるときは、審査会の意見を聴取するものとする。

(審査会の設置)

第7条 前条第2項に定める意見を聴取するため、由布市モーテル類似施設建築審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の組織運営に関する事項は、規則の定めるところによる。

(建築中止及び改善命令)

第8条 市長は、第3条及び第4条の規定に違反して、モーテル類似施設を建築し、又はモーテル類似施設に用途変更をしようとする者に対し、建築又は用途変更の中止を命ずることが

できる。

- 2 市長は、既に完成したモーテル類似施設について、モーテル類似施設とならない施設への改善を命ずることができる。

(立入調査等)

第9条 市長は、モーテル類似施設の建築又は用途変更をしようとする者に対し、必要があるときは報告を求め、若しくは職員をして建築物及び建築物の敷地に立入調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(雑則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第8条の規定による市長の中止命令又は改善命令に違反した者は、これを6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第8条の規定による違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰則を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の挾間町モーテル類似施設等の規制に関する条例（昭和59年挾間町条例第29号）、モーテル類似建造物の規制に関する条例（昭和56年庄内町条例第22号）又は湯布院町モーテル類似施設等建築規制条例（昭和58年湯布院町条例第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成30年10月1日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 由布市モーテル類似施設建築規制条例施行規則

平成17年10月1日

規則第135号

改正 平成30年10月1日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、由布市モーテル類似施設建築規制条例（平成17年由布市条例第200号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出等)

第2条 条例第5条の規定による届出をしようとする者は、旅館等建築計画届出書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して市長に届け出なければならない。ただし、建築主が看板、広告塔、ネオン等のみを新設し、又は改設しようとする場合においては、市長が認める範囲内において、添付図書の一部を省略することができる。外装又は内装についても、同様とする。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図（車庫及び駐車場を含む。）	縮尺、方位及び敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途 敷地が接する道路の幅員並びに隣接建築物の用途及び配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積
立面図	縮尺、高さ、開口部の位置及び色彩
施設設備図	1 看板・広告塔・ネオン等については、設置場所・規模・色彩・表示内容 2 客室設備については、種別名称・規模

(届出者への通知)

第3条 条例第6条の規定による届出者への通知は、旅館等建築計画届出に係る通知書（様式第2号、様式第2号の2）により行うものとする。

(建築中止及び改善命令)

第4条 条例第8条第1項に規定する建築中止命令は建築中止命令書（様式第3号）により、同条第2項の改善命令は改善命令書（様式第4号）により行うものとする。

(審査会の委員)

第5条 条例第7条に規定する由布市モーテル類似施設建築審査会（以下「審査会」という。）の委員は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者 6人以内
- (2) 議会議員 3人以内
- (3) 市職員 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会長及び会議)

第6条 審査会に会長を置く。会長は、委員の互選により選任する。

- 2 審査会は、市長の要請を受け、会長が招集し、会長はその議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は、建設課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の挾間町モーテル類似施設等の規制に関する条例施行規則（昭和59年挾間町規則第6号）、モーテル類似建造物の規制に関する条例施行規則（昭和56年庄内町規則第4号）又は湯布院町モーテル類似施設等建築規制条例施行規則（昭和58年湯布院町規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成30年10月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

旅館等建築計画届出書

年 月 日

由布市長 様

建築主 住所

氏名 印

由布市モーテル類似施設建築規制条例第5条の規定により、届け出ます。

建築 計 画 概 要	営業種別	旅館・ホテル・簡易宿所・住宅宿泊		
	工種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕 大規模の模様替・用途変更・施設設備の設置(施工)		
	施設設備	看板・広告塔・ネオン・客室設備		
	敷地地番地目			
	建築物の高さ	地上 m、地下 m	階数	地上 階、地下 階
	建築物の構造			
		工事部分	その他部分	計
	敷地面積			m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	のべ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
届出代理者				
住所、氏名、電話				

※添付書類

付近見取り図、配置図(車庫及び駐車場を含む)、各階平面図、立面図、施設整備図



様式第2号(第3条関係)

旅館等建築計画届出に係る通知書

年 月 日

住所

氏名 様

由布市長 印

年 月 日付けで届出された旅館等建築計画届出に係る建築物(施設設備)は、由布市モーテル類似施設建築規制条例第2条に定めるモーテル類似施設に該当しないので、同条例第6条第1項の規定により通知します。

記

敷地の所在	由布市
工事の種別	
施設設備	

様式第2号の2(第3条関係)

旅館等建築計画届出に係る通知書

年 月 日

住所

氏名 様

由布市長 印

年 月 日付けで届出された旅館等建築計画届出に係る建築物(施設設備)は、由布市モーテル類似施設建築規制条例第2条に定めるモーテル類似施設に該当し、建築(設置・施行)することができないので、同条例第6条第1項の規定により通知します。

記

敷地の所在	由布市
工事の種別	
施設設備	

様式第3号(第4条関係)

建築中止命令書

年 月 日

住所

氏名 様

由布市長 印

あなたが次の土地に建築されている建築物(施設設備)は、由布市モーテル類似施設建築規制条例第3条及び第4条の規定により建築(施設設置)することができないので、同条例第8条の規定に基づき建築(施設設置)の中止を命じます。

所在 由布市

様式第4号(第4条関係)

改 善 命 令 書

年 月 日

住所

氏名 様

由布市長 印

次の土地に所在する建築物(施設設備)は、由布市モーテル類似施設建築規制条例第2条に定める建築物(施設設備)に該当しますので、同条例第8条第2項の規定に基づき施設の改善を命じます。

所在 由布市

# 由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例

平成17年10月1日  
条例第198号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第2項の規定に基づき、別表に定める娯楽レクリエーション地区内(以下「地区内」という。)の建築制限の緩和に関し定めるものとする。

(建築物の制限の緩和)

第2条 地区内においては、法第48条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、旅館、ホテルその他これらに類する用途に供する建築物で市長が別に定める基準に適合するもの(以下「旅館等」という。)は、新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更することができる。

2 旅館等の延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においてはその床面積の合計、以下「延べ面積」という。)は、3,000平方メートル以下としなければならない。

3 旅館等で建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の5に掲げる付属建築物には第1項の規定は適用しない。

4 次に掲げる施設等の敷地又は区域の周囲100メートルの区域内については第1項の規定は適用しない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設
- (3) その他市長が指定するもの

(既存建築物等の取扱い)

第3条 地区内において、前条第4項第1号若しくは第2号に掲げる施設が設置され、又は第3号の規定により施設等が指定された場合において、その施設等の敷地又は区域の周囲100メートルの区域内に、既にある旅館等について市長が別に定める基準に適合する場合は、増築、改築、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替をすることができる。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月25日条例第42号)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する旅館等又は現に建築中の旅館等(以下「既存旅館等」という。)で、第2条第2項の規定に適合しない建築物については、この規定を適用しない。
- 3 既存旅館等の増築の場合にあつては、第2条第2項の規定を適用しない。ただし、増築前の延べ面積が3,000平方メートル以下の場合、増築後の延べ面積は3,300平方メートルを限度とし、増築前の延べ面積が3,000平方メートルを超える場合は、増築に係る部分の延べ面積は300平方メートルを限度とする。なお、増築後の延べ面積が3,000平方メートルを超えることとなる増築は1回を限度とする。
- 4 既存旅館等の建替え(除却を伴う建築行為をいう。以下同じ。)の場合にあつては、第2条第2項の規定を適用しない。ただし、建替え後の延べ面積が3,000平方メートルを超える場合にあつては、当該建替えに係る部分の延べ面積は、除却される部分の面積に0.9を乗じた値を超えてはならない。

# 由布市建築協定に関する条例

平成17年10月1日

条例第199号

## (趣 旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定に関し必要な事項を定めるものとする。

## (協定事項)

第2条 市の区域の一部において土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者は、当該権利の目的となっている土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等、建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するためその区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定することができる。

## (他の法令との関係)

第3条 前条の規定による建築物に関する協定の内容は、建築に関する法律及びこれに基づく命令並びに条例に適合するものでなければならない。

## (委 任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

## 由布市建築協定に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第134号

### (趣旨)

第1条 この規則は、由布市建築協定に関する条例(平成17年条例第199号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (提出された協定書の公告)

第2条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第71条の規定による協定書の縦覧場所は、由布市役所とし、縦覧期間は、20日間とする。

### (公開による意見の聴取の開催)

第3条 市長は、法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行うときは、開催1週間前までに意見の聴取の事由、日時及び場所を公告するとともに、当該建築協定をしようとするもの(以下「協定者」という。)及び法第71条の規定による縦覧期間の満了後10日以内に市長に文書をもって異議を申し出た者(以下「異議申出人」という。)に通知しなければならない。

### (代理人)

第4条 協定者又は異議申出人は、公聴会に出席することができない場合は、その代理人を出席させることができる。

### (公聴会の議長)

第5条 公聴会は、市長又は市長の指名した市の職員が議長となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 協定者又は異議申出人の三親等以内の親族
- (2) 協定者又は異議申出人の法定代理人
- (3) 協定者又は異議申出人と直接に利害関係がある者

(関係職員等の出席)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、公聴会に関係行政機関の職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(証人及び参考人の出席)

第7条 協定者、異議申出人又はこれらの代理人は、意見の聴取に際して自己に有利な証人又は参考人を出席させ、有利な証拠又は資料を提出することができる。

2 前項の場合においては、協定者、異議申出人又はこれらの代理人は、公聴会の開会までに市長に届け出なければならない。

(意見の聴取の記録)

第8条 議長は、公聴会の出席者の住所、氏名及び建築協定書の説明意見等内容の要点を職員に記録させなければならない。

(認可された協定書の一般縦覧)

第9条 法第73条の規定により認可された協定書の縦覧場所は、都市・景観推進課とする。

(雑 則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年12月27日から施行する。



## 《条例第35条の規定による技術的基準》

### 由布市開発区域の給水に関する規程

平成17年10月1日

水道事業管理規程第8号

#### (趣 旨)

第1条 この規程は、由布市水道事業給水条例(平成17年条例第205号)第5条の規定による「給水装置の新設等の申込み」のうち、開発区域への給水を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

#### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設 開発区域内の施設で各戸の給水管及び建物に附属する施設並びにこれらに準ずる施設を除いたものをいう。
- (2) 受水槽方式 受水槽を設置し配水池等に揚水して給水する方式をいう。
- (3) 親メーター 2戸以上の子メーターの上流に設置するメーターをいう。
- (4) 子メーター 親メーターの下流側に、各戸ごとに設置するメーターをいう。

#### (協 議)

第3条 開発行為を行う者(以下「開発行為者」という。)は、給水について、あらかじめ水道事業管理者(以下「管理者」という。)に協議し、承認を得なければならない。

- 2 開発行為者は、給水施設を市に帰属及び無償譲渡を条件とし、帰属、無償譲渡をしようとする場合は、あらかじめその旨を管理者に申し出なければならない。

#### (給水施設の基準)

第4条 給水施設は、水道法(昭和32年法律第177号)第5条、由布市水道事業給水条例、由布市水道事業給水条例施行規程(平成17年水道事業管理規程第6号)その他関係規程に定める設置基準に適合しなければならない。

#### (工事の施行)

第5条 工事の施行は、管理者又は管理者の許可を受けた者が承認を得て行わなければならない。

(費用の負担)

第6条 給水のために必要な費用は、すべて開発行為者の負担とする。

- 2 前項に規定するもののほか、親メーターの指示水量と、各戸の子メーターの合計水量との差については、開発行為者の責任において料金を納入しなければならない。

(給水施設の無償譲渡)

第7条 開発行為者は、工事完了後管理者の行う検査に合格した給水施設が、次に掲げる条件を満たした後に管理者と施設の無償譲渡について協議することができる。

- (1) 給水施設が設置されている開発区域内の道路が公道又はそれに準ずる道路に認定されたとき。
- (2) 受水槽方式の開発区域にあつて、給水施設の用に供する土地を市に無償譲渡のため移転登記が可能であるとき。
- (3) 計画給水戸数の50パーセントの給水が行われたとき。
- (4) 管理者が別に定める管理費を納入できるとき。

(水道施設の維持管理)

第8条 前条の協議が成立し、給水施設の用に供する土地の所有権移転登記及び管理費の納入が完了した給水施設の維持管理は、翌年度始期から管理者が行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき、管理者が水道施設を維持管理する不要となる親メーターの撤去に要する工事費は、開発行為者の負担とする。

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の開発区域の給水に関する規程(昭和62年挾間町規程第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

## 由布市開発区域の給水に関する取扱要綱

平成17年10月1日  
水道事業管理規程第9号

由布市開発区域の給水に関する規程（平成17年水道事業管理規程第8号。以下「規程」という。）の施行についての取扱いを適正かつ合理的に行うため、必要な要綱を次のとおり定める。

第1条 規程第3条第1項に規定する協議については、次の事項に基づき行う。

- (1) 計画及び施工は、市水道条例及び関連規程、要綱基準等によるほか、水道法（昭和32年法律第177号）第5条に規定する「水道施設基準」に準拠すること。
- (2) 給水施設の資料として次の図面書を提出しなければならない。
  - ア 給水同意申請書
  - イ 開発区域の位置図（2,500分の1）
  - ウ 設計図書及び水理計算書
  - エ その他必要な書類
- (3) 帰属及び無償譲渡の条件を具備しようとする開発団地
  - ア 管理費については、人件費その他の変動があるため年度当初基本単価を定め、別に定める算出基準により算定する額の納入に関すること。
  - イ 管理者に無償譲渡が完了するまでの維持管理及び親メーターを設置し、団地においては各戸の子メーターの検針及び徴収は開発行為者が行うことに関すること。
  - ウ その他必要な事項に関すること。
- (4) 帰属及び無償譲渡の条件が具備できない開発区域については、給水しないこととする。

第2条 規程第3条第2項の無償譲渡の申出については、別紙「給水施設寄附申込書」を提出するものとする。

第3条 規程第7条の検査を受けるためには、次の図書を提出しなければならない。

- ア 工事完了届
- イ 工事写真（施工前・施工中・施工後）
- ウ 完成図（配管図を含む）
- エ その他必要な書類

第4条 規程第7条の無償譲渡の条件を具備し、協議の成立した給水施設は別紙の受納の書類により開発行為者に通知し、翌年度以降の維持管理は管理者が行うものとする。

第5条 規程第7条第4号及び第8条に規定する管理費は、次の事項により算出する。

(1) 電力料金

基本料金10年分

(2) 人件費（加圧設備1箇所当たり）

基本単価×週2回半日（10年分）

(3) ポンプ・電動機（予備を含む）の取扱費用

管理及び引継ぎ時の実費

{電気料金+人件費} ×10年分+ポンプ・電動機の取扱費用

(注)

人件費の週2回半日は年52人として通産省の指導による保守規程の平均である。

人件費の基準単価は毎年度当初算出し、その単価に基づき計算する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の開発区域の給水に関する取扱要綱（昭和62年挾間町告示第18号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

## 《条例第36条の規定による技術的基準》

### 飲用井戸等衛生対策指導要綱

#### 1 目 的

この要綱は、平成16年1月22日付健水発第0122001号で一部改正通知のあった「飲用井戸等衛生対策要領の留意事項について」による改正後の「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和62年1月29日付衛水第12号厚生省生活衛生局長通知）並びに、平成16年4月1日施行「大分県飲用井戸等衛生対策要領」（以下「要領」という。）に定めるもののほか、湯布院町内における飲用井戸等の把握と衛生対策を確保することを目的とする。

#### 2 対象施設

地下水を利用する井戸のほか、表流水及び湧水を水源として利用する施設を含み、「要領」になじまない天水を利用する施設を含まない。

#### 3 事前協議

飲用井戸等給水施設を設置しようとする場合、事前に設備基準・管理基準など保健所の指導を受けること

#### 4 届 出

湯布院町内において飲用井戸を新たに掘削した者は、第1号様式により市長に届け出るものとする。この要綱施行前にすでに使用している対象施設については、できるだけ速やかに市長に届け出るものとする。

#### 5 検 査

給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、適合していることを確認すること。また、年に1回定期的な水質検査を実施すること

#### 6 汚染が判明した場合の処置

設置者は、給水する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を通知するとともに、保健所及び市に連絡すること。また、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を越える汚染が判明した場合も同様とする。

#### 附 則

1 この要綱は、平成2年9月5日から施行する。

平成20年4月1日一部改正

2 従前の湯布院町飲用井戸等衛生対策指導要綱に基づき、届出のあった飲用井戸掘削届は、この要綱の相当規定による届出とみなす。

第1号様式

飲用井戸掘削届

由布市長 殿

住 所

(法人の場合、主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人の場合、法人名及び代表者の氏名)

電話番号

飲用井戸を使用する目的で土地を掘削したので下記のとおり届出ます。

記

飲用井戸の設置場所				
掘削の種類				
付近の状況	別紙見取図のとおり			
口径、深さ及び埋設管の種類	口 径	深 さ	管の種類	
	mm	m		
揚 水 量	1日あたり m <sup>3</sup>			
着手日及び完了日	着手日	年 月 日	完了日	年 月 日
工 事 業 者 名	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
土 地 所 有 者 名	住 所			
	氏 名			
	電話番号			

注 1. 次の書類を添付すること。

- ① 付近の見取図

## 《条例第37条の規定による技術的基準》

### 第1条 道路の基本設計

- 1 道路の配置は、次にかかげる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上、または事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。
  - イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
  - ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
  - ハ 予定建築物の用途
  - ニ 予定建築物の敷地の規模及び配置
- 2 道路は、開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。

### 第2条 道路の幅員

- 1 道路の幅員は次にかかげる種類により、開発区域の面積に応じて「表-1」に掲げる数値以上の幅員であること。
  - イ 区画街路～各住宅へ直接面する街路
  - ロ 区画幹線～開発区域内の幹線であり、区画街路を全て接続し主要施設に近接していること。
  - ハ 幹線街路～大規模な開発等で区画幹線を全て接続していること。

表-1

開発規模	0.1ha以上 0.3ha未満	0.3ha以上 3.0ha未満	3.0ha以上 10.0ha未満	10.0ha以上 20.0ha未満	20.0ha以上	備考
区画街路	6.0m (4.0m)					小区間で通行上 支障がない場合 は( )書き
区画幹線	9.0m					
幹線街路					12.0m	

(注) 大規模開発は、開発面積により協議のうえ決定する。

### 第3条 接続道路の幅員

- 1 開発区域内の主要な道路は、開発面積に応じて「表-2」に掲げる数値以上の開発区域外の道路に接続していることを基準とする。

表-2

開発規模		0.1ha以上 0.3ha未満	0.3ha以上 3.0ha未満	3.0ha以上 10.0ha未満	10.0ha以上 20.0ha未満	20.0ha以上	備考
幅員	都市 計画内	4.0m	6.5m		6.5m		主として住宅の 建築
			9.0m (6.5m)				
	都市 計画外	4.0m	5.0m (4.0m)		6.5m	別途協議	

小区間で通行上支障がない場合( )書き

- 2 上記の幅員に満たない開発区域外の道路については、条例第37条の主旨により、起業者において道路管理者が必要と認める範囲まで拡幅整備を行うものとする。この場合においては当該道路管理者に道路工事施工承認申請書を提出し協議を行う、また手続方法については道路法第24条に準ずる。
- 3 地形、地物等並びに小区間で通行上支障がない場合、その他特別な理由により拡幅整備が困難と判断される場合は概ね100m~300mの範囲内で道路管理者と協議のうえ退避所を設置する。  
この場合においては当該開発行為によって発生する交通量をさばくことができること、また消防車等緊急車両の出入りに支障のないことなど留意すること。
- 4 大規模開発及び接続道路が長距離に狭小な幅員が連続する場合等は、1. 2. 3. 項の主旨を尊重し道路管理者と協議を行うこと。

### 第4条 交差点計画

- 1 開発区域内の主要な道路と接続道路の交差点は、指導基準第1条2項の主旨により大規模開発等について、道路管理者が必要と認める場合は、道路構造令第27条の基準により交差点計画を行ない、道路管理者と協議を行なうものとする。



## 第5条 道路の構造

- 1 道路の構造は次に掲げる事項を勘案し「道路構造令」及び大分県土木建築部制定の「道路位置指定基準」の定めを準用し、詳細は道路管理者と協議し指示を受けること。
  - イ 幅員9m以上の道路は、歩車道を分離すること。
  - ロ 路面構造は、コンクリート又はアスファルト並びにこれらに類する舗装で、安全かつ円滑な交通に支障ないものとする。
  - ハ 側溝、街渠等を設け雨水等を排出すること。
  - ニ 縦断勾配は、9%以下としやむを得ないときは小区間に限り12%までとして、滑り止め舗装を原則とする。
  - ホ 袋路の禁止、ただし延長又は接続の予定のあるもの回転広場などのあるときはこの限りでない。
  - ヘ 道路が、崖、水路等に接し危険であると認められる場合はガードレール等（有効幅員の外）適当な防護策を設置すること。
  - ト 歩行者専用路は努めて設けること、この場合通勤、通学、購買等の歩行者動線及び公園等の配置を勘案して計画するものとする。
  - チ 歩道は、縁石線又は柵その他これに類する工作物によって車道から切り離すこと。
  - リ 平面交差部の交差角は、直角に近い角度を原則とする。又道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所には角地の隅角をはさむ辺の長さ2m以上の二等辺三角形の部分、すみ切りとして設けること。  
但し、交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合は除く。

## 第6条 道路の照明（含防犯灯）

- 1 道路の照明及び条例第32条による防犯灯の設置については「表-2」を基準とする。

表-2

種 別	設 置 場 所	灯 種	備 考
区 画 街 路	道路の交差点及び危険な屈曲	蛍光灯 40W	明るさ、位置等は協議の上決定
区 画 幹 線	〃	〃	
幹 線 街 路	〃	〃	
歩 行 者 路	人間等が確認できる程度に配置	協 議	
公 園	公園計画の配置により決定	協 議	
住 宅 地 主要な施設等	分譲地等の配置計画により決定 施設の人口及び危険箇所	協 議 蛍光灯 40W	

第7条 がけ面の保護

- 1 道路位置によって生じるがけ面は擁壁で覆う場合を除き、周囲の景観並びに土質を考慮し（ボーリング等土質調査を行なう）、石張り、芝張り、モルタル吹き付け等を施工し風化その他の侵食に対して保護しなければならない。
- 2 擁壁を設置する場合は構造について、構造計算又は実験等によって、次に定められたことが確かめられたものであること。
  - イ 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という）によって擁壁が破壊されないこと。
  - ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
  - ハ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
  - ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
  - ホ 擁壁は、その裏面の排水を良くするため、水抜き穴が設けられ、擁壁で水抜き穴の周辺その他必要な箇所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、このかぎりでない。

## 《条例第38条の規定による技術的基準》

### 第8条 雨水排水の基本設計

- 1 開発区域内の雨水及び背後地などの流域を充分考慮し雨水排水計画を定めなければならない。
- 2 雨水排水施設の管渠の勾配及び断面積は、5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに地下水量を考慮し有効に排出できるよう定められること。
- 3 計画排水流量の算定は、ラショナル式により算出する。

#### イ 計画雨水流出量

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q：計画雨水量（立法メートル/秒）

$$I：標準降雨強度（ミリメートル/時） \quad I = \frac{7,218}{t + 52}$$

t：流速時間（分）＝流入時間＋流下時間

（流入時間は5分～15分とする）

C：流出係数（開発区域内は0.8とする）

A：集水面積（ヘクタール）

\* 区域外背後地の流出係数は0.5～1.0の範囲で地形の状況により決定すること。

#### ロ 流量公式

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{i}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{i}\right) \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R \cdot i}$$

Q：流量（立法メートル/秒）

V：流速（メートル/時）

n：粗度係数 側溝（コンクリート） 0.015

i：勾配 ヒューム管 0.013

R：径 深 =  $\frac{\text{流下断面積 (A)}}{\text{潤 辺 (B)}}$ （メートル）

## 第9条 雨水排水施設の構造

1 雨水排水の構造は、次に掲げる事項を勘案して設計を行うこと。

イ 排水施設は堅固で耐久力を有する構造であること。

ロ 排水施設はコンクリート、その他の耐水性の材料で造り、かつ漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

ハ 公共の用に供する排水施設は、道路、その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されていること。

ニ 公共の用に供する排水施設のうち、暗渠である構造の部分の内径又は、内のり幅は30cm以上であること。

ホ 排水施設のうち暗渠でしる構造の次に掲げる箇所には、柵又は、マンホールが設けられること。

- ・ 暗渠が始まる箇所
- ・ 勾配及び横断面が著しく変化する場所
- ・ 暗渠の長さが内径又は、内のり幅の120倍を越えない範囲において暗渠の維持管理上必要な箇所

ヘ 柵又は、マンホールの底には深さ15cm以上の泥溜を設ける。

## 第10条 開発区域外の終末水路の改修

1 開発区域外の既設水路に放流する場合において、放流先の水路の排水能力を超過する場合は、周辺地域の冠水等の被害が発生する為、次の処置を講ずるものとする。

イ 排水能力を増加する為、改修工事の実施

ロ 他の排水能力のある放流先に排出

ハ 放流先水路が未整備で排水能力があっても被害が推定される場合は改修工事の実施

2 1項による改修工事を行なう場合は、水路管理者と規模、構造について改修の申請を行ない協議すること。

## 第11条 調整池の設置

1 大規模開発及び、河川の排水能力の不足並びに集中豪雨の一時的な集中排水を継続し得る排水路のない場合については、調整池（洪水調整を目的とする）を設置するものとする。

2 設置する場合の技術的基準は「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準」（日本河川協会）を準用する。

## 《道路計画・雨水排水計画に附属する技術的基準》

### 第12条 道路の占用

- 1 開発区域外の道路に占用を行なう必要がある場合は、道路法第33条の基準により占用許可申請書を道路管理者に提出し協議を行なうこと。

### 第13条 工事検査及び立入検査

- 1 条例第26条及び第27条に基づき、必要な場合工事期間中の主な工程に立会い、指示又は指導する。
- 2 要綱第3条による道路工事施工承認工事、及び要綱第12条による占用工事については、完了検査を実施する。必要書類は道路管理者の指示するものを提出するものとする。
- 3 完了検査の時期は協議の上決定する。

### 第14条 工事車両の通行

- 1 工事の施工にあたって、工事用車両の通行は出来るだけ一般交通を阻害しないように、また騒音、振動等により付近の住民に迷惑を欠けないよう十分配慮する必要がある為、次の処置を行なうものとする。
  - イ 条例第17条による説明会の開催時に工事用車両の進入路及び車両の種類を図示、説明を行ない、意見を聞き対処すること。
  - ロ 工事着工後は、近隣関係者と「車両の通過時間、車両の種類等」について十分連絡を密にし調整を行うこと。
  - ハ 工事用車両が一時的に一般車両を阻害する等の問題が生じた場合は、警備員等を配置する等その場に応じた処置を講じること。
- 2 道路管理者が必要と認められるときは、工事用車両の運行計画表及び工程表を提示し協議、指示を受けること。

### 第15条 開発区域外の公共施設の土地の帰属及び管理

- 1 要綱第3条、4条、10条による工事を施工したのものについては、完成後次に定める条件を具備し、かつ各管理者が適当と認めたものについては、引継ぎ管理を行なうものとする。
  - イ 管理者の行なう検査に合格したもの
  - ロ 引継ぎに関する内容が明確なもの

ハ 引継ぎ後であっても起業者の責任に起因する損傷等は他に定めのある場合を除き、原則として2ヶ年はその者の責任において行なう。

2 引継ぎ管理に関する協議添付図書

- イ 土地の帰属協議書
- ロ 土地の寄付申込書
- ハ 土地登記承諾書
- ニ 土地所有者の印鑑証明書
- ホ 開発行為者の資格証明書又は法人登記簿謄本
- ヘ 位置図 (1/2,500)
- ト 地籍図 (縮尺は協議)
- チ 土地の丈量図 (縮尺は協議)
- リ 分筆後の登記簿謄本
- ヌ 隣地所有者の筆界確認書
- ル 事前協議経過書の写

第16条 関連図書

1 開発申請の構造計算等の作成に際しては、下記示方書、要綱及び指針に従うものとする。

道路法 道路構造令

河川法 河川管理施設等構造令 (案)

ダム構造基準

日本道路協会

アスファルト舗装要綱

コンクリート舗装要綱

道路土工指針外関係指針

防護柵設置要綱

道路照明施設設置基準

鋼道路橋設計並びに製作示方書外橋梁関係指針

全日本建設技術協会

土木構造物標準設計

コンクリート標準示方書

プレストレスコンクリート設計施工指針

鉄筋コンクリート道路橋設計示方書外橋梁関係示方書

水理公式集

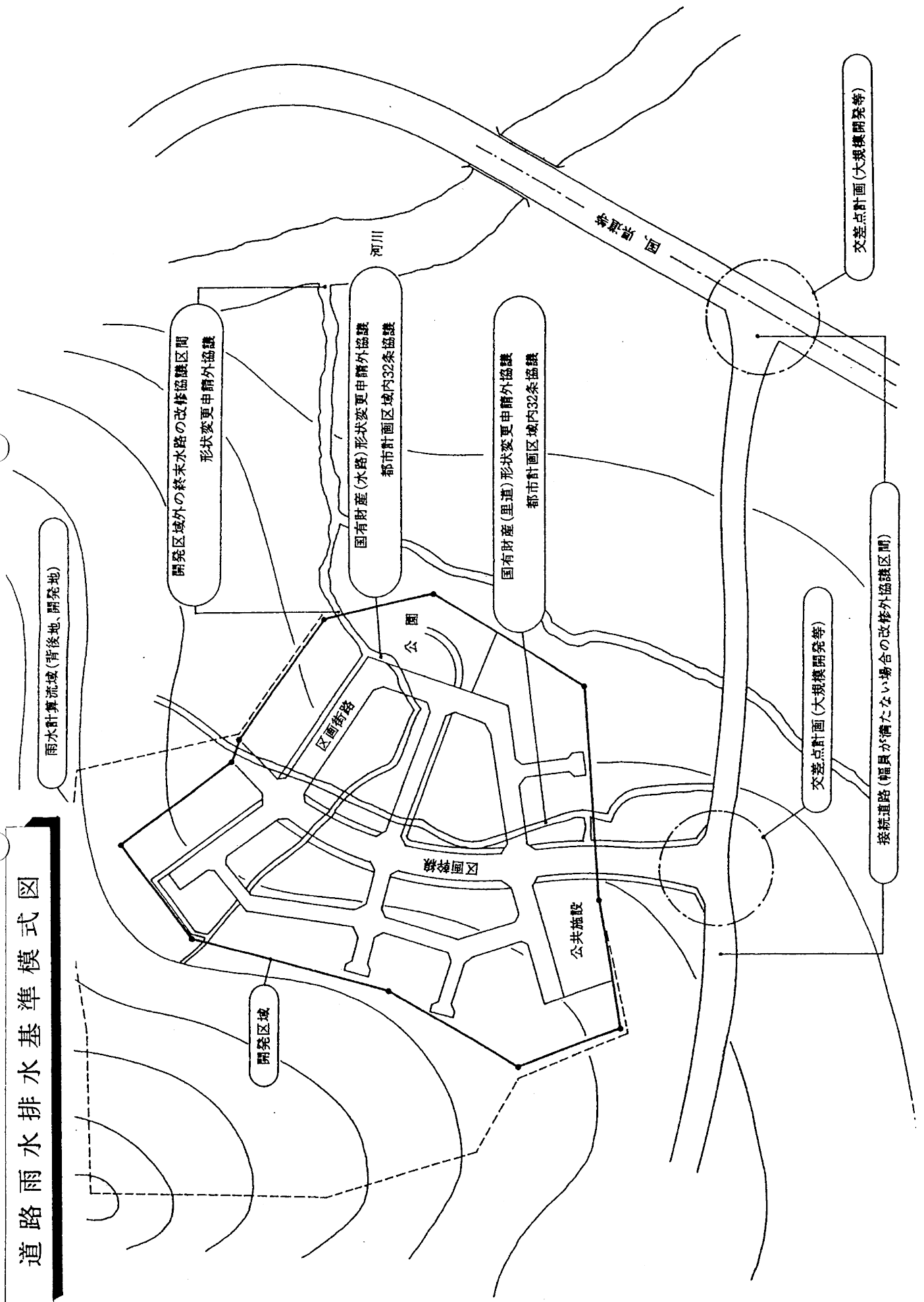
日本河川協会

国土交通省河川砂防技術基準 同解説

その他

大分県土木建築部発行開発許可制度の手引き及び都市計画法施行要綱 外関係資料

# 道路雨水排水基準模式図







## 《 条例第39条第4項の規定による基準 》

### 生活排水対策及び浄化槽設置等に関する指導要綱

#### (目 的)

第1 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、指導指針や由布市（以下「市」という。）の果たすべき役割等、生活排水対策の推進に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 し尿その他生活に起因する排水をいう。
- (2) 雑排水 し尿を除く生活排水をいう。
- (3) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条に規定するものをいう。
- (4) 合併処理浄化槽 し尿及びこれと併せて雑排水を処理するものをいう。
- (5) 単独浄化槽 し尿のみを処理するものをいう。
- (6) 簡易処理槽 排水中の浮遊物が容易に沈殿・ろ過できる構造を有するものをいう。
- (7) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者・占有者・その他のもので、当該浄化槽の管理について権限を有するものをいう。

#### (対象地域)

第3 この要綱の対象地域は、由布市全域とする。

#### (市民等の協力)

第4 市は生活排水対策の推進に当たり、建造物等から排出される排水によって公共水域の水質汚濁を生ずることの無いよう、市民等の協力を求めていくものとする。

#### (市の役割)

第5 市は、次に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 合併処理浄化槽の普及
- (2) 生活排水対策に関する知識の普及・啓蒙活動及び指導

(3) 全各号に掲げるもののほか、生活排水対策について必要な事項

(指導指針等)

第6 市は生活排水対策の推進に当り、大分県浄化槽事務処理要領及び大分県浄化槽指導要綱に定めるもののほか、次に定める事項により指導するものとする。

[浄化槽設置等に関すること]

(1) 設置する浄化槽は、建築基準法施行令第32条第1項及び第2項の規定に基づくし尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造の件(昭和55年7月14日建設省告示第1292号)に適合するものであること。

(2) 潤いのある町づくり条例第6条に定める開発事業については、原則として戸別の合併処理浄化槽とし、設置する浄化槽は建設省告示第1292号に定める第1及び第6以上の構造を有するものとして国土交通大臣の承認を受けたものとする。

放流水質については生物化学的酸素要求量(BOD)20ppm以下を基準とし、住宅以外のものについてはBOD10ppmを指導するものとする。

(3) 設置場所及び条件は次の事項に該当するものでなければならない。ただし、市が環境衛生上支障がないと認めたものについてはこの限りでない。

- ・ 設置場所、条件については、大分県浄化槽指導要綱に準じて指導する。
- ・ 放流先は、環境衛生上支障が生じないくらいの相当量の水量があり、滞留しない河川・水路等を有していること。
- ・ 放流については、近隣関係者・排水管所有者又は水路管理代表者の排水承諾を得るものとし、該当する関係者等が存在しない場合は、当該地区の区長の承諾を得るものとする。
- ・ 市下排水管に接続する場合は、事前に下排水管接続申請書により協議するものとする。
- ・ 道路側溝及び用水路には、原則として放流できないものとする。ただし、放流について関係者の承諾がある場合は、この限りでない。
- ・ 地下浸透式は、認めない。
- ・ 放流先が無い場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
- ・ 市と確約書・協定書などにより汚水処理についてこの要綱に定める以上の規制がある場合は、確約書・協定書による。

(4) 大型浄化槽の設置について

- ・ 浄化槽の処理対象人員が201人以上の場合は、水質汚濁防止法第5条の規定による届出を行うとともに、設計計算書により排出量が50m<sup>3</sup>/日を超える場合は、関係機関と事前に協議し、瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による必要な手続きや届出を行うこと。

(5) 維持管理の遵守事項

- ・ 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検や清掃に関する関係法令等を遵守すること。
- ・ 浄化槽管理者は、浄化槽からの放流水等を排水基準に適合させるため、し尿浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と維持管理契約を締結し、環境保全に努めなければならない。ただし、専門的技能知識及び相当の経験を有するものが自ら管理する場合は、この限りでない。

[汚濁負低減に関すること]

水質汚濁防止法第14条の4、第14条の5及び第14条の6の規定に基づき、浄化槽設置者及び浄化槽管理者に次のような協力を求める。

- (1) 既に単独処理浄化槽を設置しているものは、合併浄化槽に変更するよう努めるものとする。
- (2) 台所からの汚濁負荷の低減
  - ・ 調理くずや食べ残しは、回収して流さないように努めること。
  - ・ 食器やなべ等のひどい汚れや油は、紙等で拭いてから洗うように努めること。
  - ・ 汁物については、残して捨てることの無い量を作るよう努めること。
  - ・ 使えなくなった油は、流さないよう努めること。
- (3) 洗濯からの汚濁負荷の低減
  - ・ 洗濯は生分解性の高い石鹼や無リン洗剤を適量使うよう努めること。
  - ・ 洗濯は、糸くずフィルターを付けるよう努めること。
- (4) 浴場からの汚濁負荷の低減
  - ・ 浴槽内の排水については、簡易処理槽を設置すること。
- (5) 側溝及び水路からの汚濁負荷の低減
  - ・ 側溝及び水路には、ごみを捨てないこと。
  - ・ 周辺の側溝及び水路の清掃に努めること。

(6) 河川への汚濁負荷の低減

- ・ 河川には、建築物からでる廃液やごみを捨てないこと。

(7) 簡易処理槽設置による低減

- ・ 汲み取り式や単独浄化槽が設置されている場合は、簡易処理槽を設置するよう努めること。
- ・ 簡易処理槽は、汚泥の引抜きを定期的に行うとともに、引き抜いた汚泥を環境衛生上支障の無いよう適切に処分すること。

(指導・助言)

第7 市長は排水処理等について環境衛生上必要があると認めた場合は、担当職員をして指導・助言をさせることができる。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

平成2年4月1日 一部改正

平成10年4月1日 一部改正

平成13年4月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

## 《規則第15条の規定による技術的基準》

### 廃棄物処理要綱

#### 第1条（目的）

この要綱は開発区域から発生する一般廃棄物の処理について、排出の抑制・的確な分別・再生資源の活用や効率的な収集・運搬など有害物質の発生のない処理処分を行うことによって、優れた生活環境の保持と美しい景観の保全を図ることを目的として、必要な事項を定める。

#### 第2条（一般廃棄物の定義）

この要綱に規定する一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物で一般家庭からごみ集積所に排出される廃棄物をいう。

#### 第3条 規則第15条による基準は、次のとおりとする。

- (1) 起業者は、開発行為が別荘の用に供するものである場合は、次の構造を持つ集積施設を設置するものとする。
  - ① 排出者の戸数把握や使用頻度を推測し、十分な容積を備えていること
  - ② 施設が収集に容易な形状であること
  - ③ 畜犬やカラスなどに荒らさせることのない構造を備えること。
  - ④ 集積所内部に汚水や雨水が停留しない構造を備えていること。
  - ⑤ 施設を清潔に保つに必要な管理がなされること。
- (2) 起業者は、開発行為が分譲宅地やリゾートマンションの用に供するものである場合は、次の構造を持つ集積施設を設置するものとする。
  - ① 排出者の戸数把握や使用頻度を推測し、十分な容積を備えていること。
  - ② 施設が収集に容易な形状であること。
  - ③ 集積所内部に汚水や雨水が停留しない構造を備えていること。
  - ④ 施設を清潔に保つに必要な管理がなされること。

#### 第4条（その他）

この要綱に定めるもののほかは、由布市発行の「ごみの正しい出し方（湯布院管内）」によるものとする。